

10 部内第8號

對「タイ」措置要領 昭和一六 一一、二三
大本營政府連絡會議決定

一、遼寧前ニ於ケル交渉要領

（以後ト豫定ス）ハ中央ヨリ陸「タイ」大使ニ指示シ其ノ決定時刻（
日午后六時以後×日午前零時以前トス）ハ陸軍最高指揮官ヨリ陸「タ
イ」大使ニ連絡スル所ニ據ル

右連絡ハ~~一~~日午后六時前ニ行フニ努ム右時刻迄連絡ナキ場合ハ連絡

アル迄交渉ヲ差控フルモノトス

（
（前號交渉ニ際シ陸參大使（陸海軍武官同行）ハ「ビブン」ニ對シ
外交的手段ニ依リ日本軍ノ遭遇窓認並ニ之ニ伴フ諸般ノ便宜供

0469

與及ヒ日「タイ」兩軍衝突圖避潛置ノ即時實行ヲ要求シ「ビブン」

力之ヲ應諾スルニ於テハ文書ヲ作ラス直ニ之カ具體的措置ヲ講セシムルコトトスルカ或ハ別紙要領ニ基ク協定ヲ作成ス（尙本件妥

結ノ際ハ「タイ」側ノ反對ナキ限り進駐後右ヲ公表スルモノトス
(二)「タイ」側力求ニ應セサル場合ハ日本軍ハ豫定通り進駐ヲ開始

スル旨ヲ通告シ極力「タイ」軍ヲシテ抵抗セシメサル様各種ノ措置ヲ執ラシムルコトヲ要求ス

(三)「ビブン」カ失脚又ハ辭職セル場合ニヘ（英軍進陸ノ結果タル場合ヲ含ム）後繼者又ハ後繼者タルヘキモノト前記要領ニ基キ交渉スルモノトス

但シ交渉相手ナキ場合ハ機ヲ失セス機宜ノ措置ヲ講ス

0470

3 交渉ノ模様ハ特ニ大使（武官）ヨリ現地軍ニ速報スルモノトス

三 交渉ト中「タイ」進駐ノ關係

佛印ヨリ陸路進駐スル部隊ノ進駐開始並盤谷ニ對スル直接上陸開始時機ハ陸海軍中央協定ニ基キ狀況之ヲ許ス限り日「タイ」兩軍ノ衝突ヲ回避スル如ク陸軍最高指揮官之ヲ決定スルモノトス

但シ上陸部隊ノ行動ヲ隨以アハ現地陸海軍指揮官協議決定ス

三 進駐ニ伴フ諸交渉

1 進駐ニ關スル交渉ニ伴ヒ現地陸海軍最高指揮官ヘ「タイ」陸海軍
武官ヲシテ軍事ニ關スル交渉ヲ開始セシム
2 駐「タイ」大使ノ行ノ爾後ノ交渉事項中ニハ所要軍費ノ借款等ヲ含

ムモノトス

四 進駐前ニ英軍力「タイ」領ニ侵入セル場合ニ於テハ機ヲ失セス軍ヘ駐

「タイ」大使ニ通報シ先ツ交渉ヲ開始シタル後、「タイ」ニ進駐ス

此ノ際駐「タイ」大使ハ左記ニ準シ措置スルモノトス

又駐「タイ」大使力先ツ前記情況ヲ察知シタル場合ニハ機ヲ失セス現
地軍ニ通報シ「タイ」側トノ交渉ヲ開始ス本情況ニ於ケル交渉開始

時機ハ陸軍最高指揮官ノ連絡スル所ニヨル

記

1 直ニ「ピブン」ニ對シ英軍ノ進駐ハ「タイ」ノ同意ニ基クモノナリ
ヤ否ヤヲ質シ前者ノ場合ニハ右ニ嚴重抗議スルト共ニ日本軍ニ對シ

テモ我方ノ自衛ノ必要上同様進駐セシムル様要求シ後者ノ場合ニハ
日本軍ハ「タイ」ノ救援及緊急事態ニ對スル自衛措置トシテ進駐フ

0472

要 求 ス 何 レ ノ 場 合 モ 「 タイ 」 側 ヲ シ テ 日 本 軍 ト ノ 衝 突 ヲ 回 避 ス ル

様 「 タイ 」 側 ニ 措 置 セ シ ム ル ベ ノ ト ス

2 本 情 況 ニ 於 ケル 交 渉 ニ 於 テ ハ 特 ニ 我 力 戰 爭 企 圖 ヲ 暴 露 セ サ ル コトニ
萬 全 ノ 注 意 ヲ 拂 ヒ 單 ニ 「 タイ 」 ヘ ノ 進 駐 行 爲 ト シ テ 交 渉 ヲ 行 フ

123

右 駐 「 タイ 」 大 使 ノ 交 渉 ニ 伴 ヒ 單 章 ニ 聞 ス ル 譜 交 渉 ハ 三 ニ ヨ リ 之 ヲ 行
五 在 「 タイ 」 大 使 館 、 領 事 館 員 及 在 留 邦 人 ノ 生 命 、 財 產 並 ニ 帝 國 権 益 ノ
保 護 ニ 關 シ テ ハ 駐 「 タイ 」 大 使 及 現 地 陸 海 軍 ハ 相 協 力 シ テ 萬 全 ノ 措 置
ヲ 講 ス ル ニ 努 ム ル モ ノ ト ス

0473

別紙

坪上「ビブン」協定案

本日吾等兩人間會談ノ結果左記ノ諸點ニ關シ完全ニ意見ノ一致ヲ見タリ

一、日「タイ」兩國ハ「タイ」國ノ共同防衛ヲ約ス

二、「タイ」國ハ日本國ニ對シ右ニ必要ナル軍事上ノ協力（日本軍ノ通過容認並ニ之ニ伴フ諸般ノ便宜供與及ヒ日「タイ」兩軍衝突回避措置ノ即時實行ヲ含ム）ヲナス

三、前二項ノ實施細目ニ就テハ當該官憲間ニ具體的話合ヲナス

四、日本國ハ「タイ」國ノ獨立、其主權及名譽ノ尊重ヲ保障シ且ツ「タイ」

國ノ失地恢復ニ協力ス

五、本件合意ハ他日適當ノ機會ニ兩國政府間ノ正式ノ文書ニ作製セラルヘ

辛巳ノナリ

(註) 1. 交渉ノ情況ニ應シ「日本軍ハ前記三ノ軍事上ノ協力ヲ必要ナ

ラシメタル事態解消シタル時ニハ直ニ「タイ」國領土ヨリ撤

兵ス」トノ趣旨ヲ約スルコトヲ得

2. 尚「タイ」カ希望スルニ於テハ經濟的ニ出來得ル限り「タイ」

ヲ援助スルコトヲ約スルコト

千九百四十一年 月 日

署名 (坪上)

(ズブン)

附記、「タイ」ニ對シテハ此ノ文書ノ性質ハ記錄ナリ會談ノ結果ヲ後

日ノ爲記錄シ置クモノナリト説明ス

0475

2. 我方國內手續ハ右協定案五ノ留保ニ依リ必要ナシトノ説明ダク

ス

3. 然レトモ實質的ニハ此ノ文書ヲ以テ兩國ハ拘束サルルモノトシ

テ事ヲ運フコトトス

備考

一、二開シ

(1) 「タイ」カ攻守同盟ヲ希望スル場合ニハ

『日「タイ」兩國ハ攻守同盟關係ヲ設定ス』トス

(2) 「タイ」カ三國條約加入ヲ希望スル場合ニハ
『「タイ」國ハ三國條約ニ加入ス』トス

尙此ノ場合二ノ「——右ニ必要ナル——」ヲ削除ス

(4) 「タイ」カ共同防衛又ハ攻守同盟締結ノ何レヲモ希望セサル場合ニハ一、二、三ヲ合シテ「トシ左ノ如クス

『東亞ニ於ケル緊急事態ニ對處スル爲（『或ハ「タイ」國ハ東亞新秩序ノ建設ニ協力ス之力爲』ト改ムルモ又ハ新秩序云々ト緊急事態云々トヲ併用スルモ可ナリ）』

日本國ニ對シ必要ナル軍事上ノ協力（日本軍ノ通過容認並ニ之ニ伴フ諸般ノ便宜供與及日「タイ」兩軍衝突回避措置ノ即時實行ヲ含ム）ヲナス前項ノ實施細目ニ就テハ兩國軍事當局間ニ具體的話合ヲナス
ナホ此ノ場合四五ヲ夫々原文ノ儘云トス
「タイ」方共同防衛又ハ攻守同盟ノ締結或ハ三國條約加入ノ何

レヲモ希望セヌ單ニ軍事上ノ協力ヲナス場合ニハ「タイ」ニ於テ
希望スル場合ニハ「タイ」國ノ中立政策尊重ヲ約スルコトヲ得

3. 四ニ關シ「タイ」側ヨリ佛印失地ニ付質問アリタル場合ニハ坪上
大使ヨリ將來時至ラハ帝國政府ハ右ニ對シテモ好意的考慮ヲ拂フ

モとお思考スル旨應答然ル